

れいわ ねんど こうつうあんぜん かいとう
令和5年度 交通安全テスト 解答

	<p style="text-align: center;">もんだい かいせつ 問題と解説</p>	<p style="text-align: center;">かいとう 解答</p>
①	<p>じてんしゃ ほうりつじょう けいしゃりょう じどうしゃ おな しゃりょう ぶんるい 自転車は、法律上は軽車両で、自動車と同じ車両に分類される。 もんだい 問題のとおり。</p>	○
②	<p>こうこうせい じてんしゃ しょうようちゅう つと ひつよう 高校生は自転車乗用中に、ヘルメットをかぶるよう努める必要はない。 すべ ねんれいぞう じてんしゃりようしゃ たい しょうようちゅう ちやくよう どりよくぎ む か 全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗用中のヘルメット着用の努力義務が課されて いる。 どうろこうつうほうだい しょう れいわ ねん がつしたちしこう 【道路交通法第63条の11】令和5年4月1日施行</p>	×
③	<p>じてんしゃ どうろ つうこう ばあい ほどろ しゃどう くべつ ほどろ じてんしゃつうこうか 自転車で道路を通行する場合、歩道と車道の区別があり、歩道が「自転車通行可」でないと ころでは、原則、車道を通行しなければならない。 もんだい 問題のとおり。 じてんしゃ げんそく しゃどうつうこう ふつうじてんしゃほどろつうこうか どうろひょうしき ばあい 自転車は、原則、車道通行である。ただし、「普通自転車歩道通行可」の道路標識がある場合 は歩道を通行することができる。</p>	○
④	<p>じてんしゃ どうろ つうこう ばあい はし よ どうろ さゆう がわ つうこう 自転車で道路を通行する場合、端に寄っていれば、道路の左右どちら側を通行してもよい。 どうろこうつうほうじょう しゃりょう どうろ ちゅうおう ひだりがわ つうこう きてい 道路交通法上、車両は、道路の中央から左側を通行しなければならないと規定されてお とく じてんしゃ どうろ ひだりがわはし よ つうこう むねきてい り、特に自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければならない旨規定されている。道路の みぎがわ つうこう かげつ い か ちようえきまた まんえん い か ぼっきん 右側を通行すると3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金となる。 また、じこ お としき しょうめんしょうとつ おお じゅうだいじこ また、事故が起きた時に正面衝突になることが多く、重大事故につながるおそれがある。</p>	×
⑤	<p>じてんしゃ どうろ おうだん ばあい おうだんほどろ ほこうしゃようしんこうき ほこうしゃ じてんしゃ 自転車で道路を横断する場合、横断歩道の歩行者用信号機に「歩行者・自転車 せんよう ひょうし ほこうしゃようしんこうき したが 専用」の標示があるときは、歩行者用信号機に従わなければならない。 もんだい 問題のとおり。</p>	○
⑥	<p>じてんしゃ こうさてんでまえ そうこうちゅう ぜんほう しんごう きいろ か た こうつう ちゅうい すす 自転車で交差点手前を走行中、前方の信号が黄色に変わったら、他の交通に注意して進まな ければならない。 しんごう きいろ か おうだん はし しゃりょう ていし いち さき すす 信号が黄色に変わったら横断を始めてはならない。車両は停止位置から先へ進むことはでき ない。ただし、きいろ か としき ていし いち ちか あんぜん ていし 場合、黄色に変わった時に停止位置に近づいていて、安全に停止することができない ばあい すす 場合は、そのまま進むことができる。 あんぜん ていし ばあい きゅう ついとつ どう きけん 「安全に停止することができない場合」とは、急ブレーキとなり、追突やスリップ等の危険 よそく ばあい い が予測される場合を言う。</p>	×
⑦	<p>けいしゃりょう じてんしゃ のぞく どう ほじょひょうしき ばあい じてんしゃ 「軽車両を除く」や「自転車を除く」等の補助標識がない場合、自転車 どうろひょうしき したが も道路標識に従わなければならない。 もんだい 問題のとおり。</p>	○
⑧	<p>じてんしゃほどろつうこうか どうろひょうしき ほどろ じてんしゃ つうこう ばあい ほこうしゃ 「自転車歩道通行可」の道路標識がある歩道を自転車で通行する場合、歩行者の つうこう さまた ばあい いちじていし 通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。 もんだい 問題のとおり。</p>	○



⑨	<p>自転車<small>じてんしゃ</small>で路側帯<small>ろそくたい</small>を通行<small>つうこう</small>する場合<small>ばあい</small>、道路<small>どうろ</small>の右側<small>みぎがわ</small>にある路側帯<small>ろそくたい</small>は通行<small>つうこう</small>できない。 問題<small>もんだい</small>のとおり。 歩道<small>ほどう</small>に「普通自転車歩道通行可<small>ふつうじてんしゃほどうつうこうか</small>」の道路標識<small>どうろひょうしき</small>がある場合<small>ばあい</small>、自転車<small>じてんしゃ</small>は道路<small>どうろ</small>の左右<small>さゆう</small>どちらの歩道<small>ほどう</small>を通行<small>つうこう</small>してもよいが、路側帯<small>ろそくたい</small>は道路<small>どうろ</small>の左側<small>ひだりがわ</small>にある路側帯<small>ろそくたい</small>を通行<small>つうこう</small>しなければならない。</p>	○
⑩	<p>自転車<small>じてんしゃ</small>で走行中<small>そうこうちゆう</small>に歩行者<small>ほこうしゃ</small>とすれ違う場合<small>ちが</small>、歩行者<small>ほこうしゃ</small>が自転車<small>じてんしゃ</small>の存在<small>そんざい</small>に気づいていないときは、自転車<small>じてんしゃ</small>のベル<small>き</small>を鳴らして歩行者<small>ほこうしゃ</small>に気づかせなければならない。 自転車<small>じてんしゃ</small>は、左右<small>さゆう</small>の見通し<small>みとお</small>のきかない交差点<small>こうさてん</small>や曲がり角等<small>まかどう</small>で、道路標識等<small>どうろひょうしきどう</small>により指定された場所<small>してい</small>を通行<small>つうこう</small>しようとするときは、警音器<small>けいおんき</small>を鳴らさなければならない。 ただし、上記<small>じょうぎ</small>のような場合以外<small>ばあいいがい</small>で、危険<small>きけん</small>を防止<small>ぼうし</small>するためやむを得ないときを除き、警音器<small>けいおんき</small>を鳴らしてはならない。</p>	×
⑪	<p>信号機<small>しんごうき</small>のない交差点<small>こうさてん</small>で、「止まれ」の道路標識<small>どうろひょうしき</small>のない場合<small>ばあい</small>、狭い道<small>せま</small>から広い道<small>ひろ</small>に出るときは徐行<small>じょこう</small>しなければならない。 問題<small>もんだい</small>のとおり。</p>	○
⑫	<p>広い道路<small>ひろ</small>で「自転車並進可<small>じてんしゃへいしんか</small>」の道路標識<small>どうろひょうしき</small>がない場合<small>ばあい</small>、自転車<small>じてんしゃ</small>2台<small>だい</small>であれば横<small>よこ</small>に並んで道路<small>なら</small>を通行<small>つうこう</small>しても構わない。 並進中<small>へいしんちゆう</small>は自転車同士<small>じてんしゃどうし</small>の接触<small>せつしょく</small>による転倒<small>てんとう</small>や転落事故<small>てんらくじこ</small>、自動車<small>じどうしゃ</small>や歩行者<small>ほこうしゃ</small>との接触事故<small>せつしょくじこ</small>の危険性<small>きけんせい</small>が高まる。また、話すこと<small>はな</small>に夢中<small>むちゆう</small>になると、自動車<small>じどうしゃ</small>や歩行者<small>ほこうしゃ</small>の接近<small>せつきん</small>に気が付きにくくなる。「並進可<small>へいしんか</small>」の標識<small>ひょうしき</small>がない場合<small>ばあい</small>、歩道<small>ほどう</small>又は路側帯<small>ろそくたい</small>での並進も違反<small>いはん</small>の対象<small>たいしょう</small>となり、違反すれば「2万円以下の罰金又は料料<small>まんえんいか ばっきんまた かりょう</small>」となる。</p>	×
⑬	<p>自転車<small>じてんしゃ</small>での傘差し運転<small>かささし うんてん</small>やスマートフォン<small>しょう</small>を使用<small>うんてんおよ</small>しながら運転<small>ちやくよう</small>及びイヤホン<small>おんがく</small>を着用<small>おんがく</small>して音楽等<small>おんがく</small>を聴きながらの運転等<small>うんてんどう</small>は、危険な行為<small>きけん</small>であるが、罰金等<small>ばっきんどう</small>の厳しい罰則<small>きび</small>は設けられていない。 違反すれば「5万円以下の罰金<small>いはん まんえんいか ばっきん</small>」となる。 スマートフォン等<small>しょう</small>を使用<small>おんがく</small>する場合は、安全な場所<small>あんぜん</small>に停止<small>ばしょ</small>してから使用<small>ていし</small>しなければならない。</p>	×
⑭	<p>自転車<small>じてんしゃ</small>の二人乗り<small>ふたりの</small>や夜間・トンネル内の無灯火運転等<small>やかん ない むとうかうんてんどう</small>は危険な行為<small>きけん</small>であるため、罰金等<small>ばっきんどう</small>の厳しい罰則<small>きび</small>が設けられている。 問題<small>もんだい</small>のとおり。 夜間<small>やかん</small>のライト無灯火<small>むとうか</small>での運転<small>うんてん</small>は「5万円以下の罰金<small>まんえんいか ばっきん</small>」、二人乗り<small>ふたりの</small>は、「2万円以下の罰金又は料料<small>まんえんいか ばっきんまた かりょう</small>」となる。</p>	○
⑮	<p>自転車<small>じてんしゃ</small>を運転中<small>うんてんちゆう</small>に事故<small>じこ</small>を起こして加害者<small>かがいしゃ</small>となっても、未成年<small>みせいねん</small>の高校生<small>こうこうせい</small>は刑事責任<small>けいじせきにん</small>を問われたり、民事訴訟<small>みんじしじょう</small>で高額<small>こうがく</small>の賠償金<small>ばいしょうきん</small>を請求<small>せいきゅう</small>されたりすることはない。 自転車<small>じてんしゃ</small>で交通事故<small>こうつうじこ</small>を起こした場合<small>ばあい</small>、重過失致死傷罪等<small>じゅうかふつちしじょうざいなど</small>の刑事責任<small>けいじせきにん</small>と被害者<small>ひがいしゃ</small>に対する損害賠償等<small>そんがいがい ばいしょうどう</small>の民事責任<small>みんじせきにん</small>が生じる。加害者<small>かがいしゃ</small>が未成年<small>みせいねん</small>で責任能力<small>せきにんのりよく</small>が無い場合は、監督義務<small>な ばあい かんとくぎむ</small>のある保護者<small>ほごしゃ</small>が賠償<small>ばいしょう</small>しなければならない。 また、自転車同士<small>じてんしゃどうし</small>の事故<small>じこ</small>であっても、負傷者<small>ふしょうしゃ</small>がいれば救護<small>きゅうご</small>し、道路<small>どうろ</small>における危険<small>きけん</small>を防止<small>ぼうし</small>し、交通事故<small>こうつうじこ</small>の状況等<small>じょうきょうどう</small>、警察<small>けいさつ</small>に届ける必要がある。違反すれば「1年以下<small>ねんいか</small>の懲役又は10万円以下の罰金<small>ちやうえきまた まんえんいか ばっきん</small>」となる。</p>	×